

竹田市創業等支援事業補助金

竹田市では、市内で創業される方を応援します。



補助率

50歳未満の方 3分の2以内
50歳以上の方 2分の1以内 ※上限100万円

補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす方を補助対象者とします。

- ① 補助金の交付申請日に属する年度の前々年度以降に創業した者又は補助金の交付申請をする年度内に創業等を行う者で、市内に本店若しくは主たる事業所を有し、又は設けようとする者であること。
- ② 法人にあっては、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われていること。
- ③ 個人事業主にあっては、事業の完了までに市内に居住し、市の住民基本台帳に記載されていること。
- ④ 個人事業主にあっては本人又は後継予定者が、法人にあっては役員のいずれかが竹田市特定創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の支援を受けている、又は竹田市特定創業支援等事業計画に基づく認定連携創業支援等事業者による支援及び指導を受けて、事業計画書等を作成していること。
- ⑤ 市税の滞納がないこと。
- ⑥ 補助金の交付を受けようとする者(法人にあっては、その代表者を含む。)が、過去にこの要綱に基づく補助金又は市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑦ 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)で創業すること。

次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- ① 竹田市暴力団排除条例(平成23年竹田市条例第18号)第2条第1項に規定する暴力団関係者
- ② 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業
 - ・公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
 - ・その他市長が適当でないとする事業

補助対象事業

創業または創業後の事業規模の拡大

※「創業」とは、次に該当するものをいいます。

- ① 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合。
- ② 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合。
- ③ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合。
- ④ 事業を営んでいる個人から事業を承継する場合、又は法人が事業を承継する場合に、日本標準産業分類の中分類以上が異なる業種転換、新事業進出又は新分野進出を行うこと。

※「事業規模の拡大」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 従業員の増加が見込まれる場合
- ② 売上の増加が見込まれる場合

問合せ先

竹田市商工観光課

〒878-0011

竹田市大字会々1650番地 竹田市役所2F

☎(電話) 0974-63-4807

✉(メール) kanko@city.taketa.lg.jp



申請書は
こちら

申請期間

令和7年7月9日（水）～8月29日（金）17：00必着

補助対象経費

■ 事業所賃借料

申請日の前後3月以内に契約した事業所の借り上げに要する経費
（敷金、礼金、駐車場費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料）

■ 事業所開設費用

- ① 新たに開設する事業所の外装及び内装並びに設備に係る工事費用
- ② 什器備品等の購入及び設置に係る費用

※注意

新たに開設する事業所の外装及び内装に係る経費については、原則として市内事業者と契約したものに限る。

■ 法人登記等に係る経費

- ① 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。）
- ② 商号登記に係る登録免許税（個人の場合に限る。）

■ 販売の促進に係る経費

- ① 広告宣伝費、② パンフレット作製費、③ ホームページ製作費
- ※いずれの経費も、申請日以降に契約・作製したものに限り、（事前着手届の提出を行った事業を除く。）

※事業所賃借料は月額3万円が上限となります。経費区分ごとに1,000円未満切り捨て。

申請方法

Step1 事前相談

申請する前に、補助の要件を満たすかどうかを確認の上、いずれかの特定創業支援等事業所（竹田商工会議所、九州アルプス商工会、まちづくりたけた株式会社、おおいたスタートアップセンター）に、事業計画や資金調達等についてご相談ください。（要予約）

Step2 申請書類の提出

次の書類を竹田市役所商工観光課にご提出ください。必ず申請者本人が申請を行ってください。
（創業支援担当職員に事業内容についてご説明いただきますので、提出前に電話でご予約ください。）

■ 申請時必要書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業経営計画書（様式第2号）
- ③ 公簿等確認に関する同意書
- ④ 補助対象経費の見積書の写しや事業所の賃貸借契約書等
- ⑤ 事業完了までに竹田市に転入又は登記することを確約する旨の書面
（申請書提出時に竹田市に住所を有しない個人又は法人に限る。）
- ⑥ 税務署に提出した開業届出書の写し。法人の場合は法人登記事項証明書
- ⑦ 竹田市特定創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の支援を受けた証明書の写し。もしくは竹田市特定創業支援等事業計画に基づく認定連携創業支援等事業者による支援確認書（様式第3号）
- ⑧ 誓約書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

問合せ先

竹田市商工観光課

〒878-0011

竹田市大字会々1650番地 竹田市役所2F

☎（電話） 0974-63-4807

✉（メール） kanko@city.taketa.lg.jp



申請書は
こちら